

(別紙)

スリランカ国モラガハカンダ開発事業
保護地域への影響および重要な自然生息地の著しい転換に関する JICA ガイドライン
との整合性について

1. 意見の要旨

現在計画されているモラガハカンダ開発事業は、国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月。以下「新ガイドライン」という。）の定める基準を満たしておらず、JICAは、代替案の包括的検討と事業内容の根本的な見直しが必要となるまで、アプレイザルを行うべきでない。

2. 意見の理由

1) 本事業が「重要な自然生息地の著しい転換」に該当すること

(1) ガイドラインの規定

国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月。以下「新ガイドライン」という。）は、対象プロジェクトに求められる環境社会配慮について、以下のとおり規定している。

JICAは、協力事業における環境社会配慮の支援と確認を行うに際して、別紙1に示す要件を相手国等に求め確認する。（新ガイドライン 1.6.1）

プロジェクトは、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化をとまなうものであってはならない。（新ガイドライン別紙1「生態相及び生物相」第2段落）。

(2) 本プロジェクトは「重要な自然生息地」の「著しい転換」を伴うこと
事業実施地域は多くの固有種・希少種等が生息する地域である¹。

上記ガイドラインの規定の基礎となった世界銀行業務政策OP 4.04「自然生息地」及び国際金融公社パフォーマンス・スタンダード（PS）6「生物多様性の

¹ EIAによれば、象に加え、ヒョウ、クマ、Red-face malkoha、ベンガル・オオトカゲ、ニシキヘビ、Purple faced langur、Toque Macaqueなどが生息する（p.3-20）。生物多様性評価報告書によれば、脊椎動物では、47種の固有種、42種の絶滅危惧種、うち2種が highly threatened with extinction とされる種が生息する（pp15-16）。

保全」における「重要な自然生息地」²の定義に照らせば、本事業の水没地は、「重要な自然生息地」に該当する。

また、本事業は、約 3,000haの水没を伴い、これが「著しい転換」に当たることは、上記OP4.04 及びPS6 の定義から明らかである³。

(3) ガイドラインの重要な生息地に関する規定は例外を認めていないこと

新ガイドラインは、重要な自然生息地の著しい転換を伴う事業について、一律に支援を禁止しており、その例外は認めていない。これは、新ガイドラインが、自然保護地域におけるプロジェクトの実施禁止については、「原則として」との留保を付している一方、重要な自然生息地の著しい転換については、このような留保を付けることなく一律に禁止している⁴。なお、本事業においては、生態系への影響の緩和措置や代償措置が計画されている。しかしながら、影響の緩和・代償措置は、同じく新ガイドライン別紙1の<対策の検討>などに記されているが、これらはすべてのプロジェクトについて求められる一般的な規定であり、緩和・代償措置がはかられることをもって、重要な自然生息地の著しい転換における例外規定としているわけではない。

したがって、重要な自然生息地の著しい転換を伴う本事業は、上記新ガイドラインの要件を満たしていない。

2) 本事業は、保護地域に影響を与えること

新ガイドラインは、対象プロジェクトに求められる環境社会配慮について、以下のとおり規定している。

² IFC のパフォーマンス・スタンダードにおいては、①絶滅の危機に瀕した、もしくは絶滅のおそれのある種の生存に必要な生息環境、②固有種もしくは生息地域限定種にとって特に重要な地域、③移動性野生生物種の生存にとって不可欠な地域、④地元社会にとって社会的、経済的、文化的に極めて重要な生物多様性のある地域——などとされている。

世界銀行の OP4.04 においては、i) 当該国政府によって公式に認められた既存の保護地域、また当該保護地域の維持にとって重要な地域、ii) 伝統的に地元のコミュニティが認識されている聖地、危機に瀕する生物種の生息地など、世銀またはその他の権威付けられた機関によって特定された地域とされている。

³ 例えば、世界銀行の OP4.04 の重大な転換の定義においては、貯水池による恒常的な水没が具体例として明示されている。

⁴ 世銀の OP4.04 は、重要な自然生息地の著しい転換を伴う事業への世界銀行の支援を一律に禁止している。

一方、PS6 は、例外的に重要な自然生息地における事業が許容される場合として、以下の各要件が満たされることを求めているが、本事業はこれにも該当しない。

- ・ 重要な生物生息地が種の個体数を維持する能力に悪影響を及ぼさないこと
- ・ 絶滅危惧種の個体数の減少をもたらさないこと
- ・ 上記以外のより軽微な影響について、生物多様性の減少をもたらさないような緩和策が採られること

プロジェクトは、原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない（ただし、プロジェクトが、当該指定地区の保護の増進や回復を主たる目的とする場合はこの限りでない）。また、このような指定地域に重大な影響を及ぼすものであってはならない。（新ガイドライン別紙1 「法令、基準、計画等との整合」第2段落）

本事業は、直接的には保護地域の一部水没を伴い、さらに水没に伴いその周辺における間接的な環境の変化を伴うため、保護地域に影響を重大な影響を与える。よって、新ガイドラインの当該要件を満たしていない。

以上